

被災宅地復旧支援事業 一般用Q&A

【令和7年7月18日時点】

番号	質問	回答
1 (内灘以北)	追加支援の対象となる12市町はどこか	七尾市、輪島市、珠州市、羽咋市、かほく市、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町の12市町が対象となります。
2 (内灘以北)	なぜ今追加するのか	恒久的な住まいの再建の支援の充実を図るため、創造的復興推進課で新たに創設された能登創生住まい支援金(新制度)に合わせて追加するものとなります。
3 (内灘以北)	追加にあたっての目的は何か	主な目的は以下の通りです。 ・能登地域の人口流出抑制(地域維持・定住促進) ・能登に残る昔ながらの建物を活用(再建コストの軽減) ・住まいの再建期間の短縮(元の居住市町内での再建後押し)
4 (内灘以北)	どのような宅地が追加されるのか。	これまで、R6能登半島地震発生時に居住していた住宅のある宅地が対象でしたが、内灘以北の12市町で全壊・半壊解体世帯が、発災時に居住する市町内で住まいを再建するために購入等する宅地が対象に追加されます。
5 (内灘以北)	購入以外にどのような宅地が対象となるか	自己所有の宅地、譲り受けた宅地、借地など所有の有無にかかわらず、住まいの再建を行う宅地が対象となります。
6 (内灘以北)	どのような者が対象となるのか。	地震により住宅を失った全壊・半壊解体世帯が同一市内で住まいを再建する場合が対象となります。
7 (内灘以北)	これまでと補助内容は変わるのか	補助内容はこれまでと同じです。
8 (内灘以北)	発災後に造成された宅地や自己所有の農地は、対象となるのか。	被災した宅地に対する補助であり、発災時に宅地ではない土地は対象になりません。
9 (内灘以北)	元の場所に住宅が建っているが、別の場所の宅地での再建は対象となるか	地震により住宅を失った全壊・半壊解体世帯が対象となりますので、住宅が残っている場合は対象となりません。
10 (内灘以北)	中古住宅付きの宅地を購入した場合は、対象となるのか	上屋の有無にかかわらず、住まいの再建を行う宅地は対象となります。
11 (内灘以北)	納屋等の既存建物を改修して住宅にする場合、対象となるか	建物を改修して住まいの再建を行う宅地は、対象となります。
12 (内灘以北)	新築建売は対象となるのか。	対象となりません。
13 (内灘以北)	元の居住地と別の宅地の両方の支援を受けられるのか。	住まいの再建が目的のため、いずれかの場所での再建を支援することとなります。
14 (内灘以北)	レッドゾーンなど災害の危険性が高い場所での住まいの再建も対象となるのか	災害の危険性が高い場所での再建は、望ましくありません。
15 (内灘以北)	別の市町に所有する宅地がある場合は対象となるのか	発災時に居住していた同一市町内に限り対象となります。
16 (内灘以北)	元の宅地を放置することになるが、問題ないか	元の場所での再建が基本になります。別の宅地で再建する場合でも、元の宅地の管理責任は、あくまで所有者にありますので、適切に管理していただくこととなります。
17 (内灘以北)	遡及適用はあるのか	令和6年1月1日まで遡及可能です。
18 (内灘以北)	土地の購入費用は対象となるか	土地の購入費用は、対象外です。